

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000858 牛来浄水場 原水流量計変換器更新工事
	履行場所	南相馬市原町区牛来字大沢 地内
	種類	工事
	概要	原水流量計変換器更新 1台
相 手 方	名称	東芝インフラシステムズ株式会社 東北支社
	代表者	支社長 鈴木 康之
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目1番29号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、各施設の浄水機能を維持し円滑な運用を図るため、原水流量計変換器の更新を行うものである。今回の対象となる変換器は、既設の原水流量計検出器に付随する機器であり、その接続において互換性があるため、既設機器を製造・設置した東芝インフラシステムズ株式会社でしか施工できないことから、随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000866 高見中継ポンプ場監視制御装置修繕工事
	履行場所	南相馬市原町区錦町三丁目地内
	種類	工事
概 要		LCD監視装置盤機能増設 1面 遠制装置盤（親局）機能増設 1面 遠制装置盤（場外設備）機能増設 1面
相 手 方	名称	株式会社安川電機 東北営業所
	代表者	所長 我有 省一
	所在地	宮城県 仙台市 若林区清水小路6-1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	<p>本工事は、既存監視制御装置の老朽化に伴う、装置の機能維持を目的とする修繕工事である。 工事には、製造メーカー独自の技術力を要することから、工事を履行可能であるのは既存装置を製造、設置したメーカーの当該業者のみであるため随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [建設部下水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000877 量水器更新工事
	履行場所	南相馬市原町区金沢字大船迫地内外
	種類	工事
相 手 方	概 要	量水器更新 電磁式水道メーター（φ200） 1基 電磁式水道メーター（φ100） 1基 記録計 1台 積算計 1台 アレスター 2台
	名 称	オリックス・ファシリティーズ株式会社 いわき支店
	代 表 者	いわき支店長 大野 正明
根 拠 規 定	所 在 地	福島県 いわき市 小名浜字林ノ上8-8
	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、工業用水道需要事業者の計量満期を迎える電磁式量水器更新工事を実施するものである。 当該事業者が既存設備を施工実施したもので、既存設備との互換性を要すること、また既設機器撤去・新規据付施工にはメーカー独自の技術力が必要なことから、当該業者しか工事施行できないため随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000889 小高第二浄水場N o.1急速ろ過機修繕工事
	履行場所	南相馬市小高区吉名字地藏堂地内
	種類	工事
	概要	ろ材交換及び内外面塗装 ・資材費 一式 ・労務費 一式 ・産廃処分費 一式 ・試運転調整費 一式
相 手 方	名称	株式会社水機テクノス 東北支店
	代表者	支店長 千葉 一人
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区一番町2丁目10番17号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、小高第二浄水場のN o.1急速ろ過機のろ材交換及び内外面塗装を行うものである。 急速ろ過機は当該業者の製品であり、施工時にはろ過機の操作・点検・調整が必須となることから、本工事を履行できるのは当該事業所のみのため随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000977 亜炭鉱害復旧施設維持管理事業 水処理施設修繕工事
	履行場所	南相馬市鹿島区浮田字上浮田地内
	種類	工事
概 要	整備工事	送水ポンプ（A系）入替工 一式、高分子凝集剤溶解槽整備工 一式
		送水配管洗浄 一式、凝集槽整備工 一式 インバーター更新工 一式、総合試運転調整 一式
相 手 方	名称	三菱マテリアルテクノ株式会社 常磐支店
	代表者	支店長 服部 浩之
	所在地	福島県 いわき市 小名浜字吹松15-1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	<p>鹿島区水処理施設内において、通常運転に支障をきたす恐れのある水処理施設の送水ポンプの入替、送水配管の詰まりの洗浄、凝集槽整備、インバーターの更新、各種機器更新整備の修繕を図る。</p> <p>本工事は当該業者が製造・設置した施設の修繕であり、総合試運転調整が必要であるため、設置業者である当該業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。